

コンサルタント業務委託契約書

X（以下「委託者」という。）とY（以下「受託者」という。）とは、次の通り業務委託契約を締結する。

第1条（業務委託の内容）

委託者は、**業務の差別化および販売拡大**を目的として以下の業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託し提供する。

（1） **経営戦略策定、実行プランニング**

（2） **具体的な実行のアドバイス**

委託者は、その戦略案の検討およびその採用は自らの責任で行うものとし、受託者は提出した提案書に関し、一切の保証および責任を負わないことを委託者は念のため確認する。

※委託者に有利な契約とするには、受託者に一部業務を請負わせるという方法もあります。

第2条（善管注意義務）

受託者は、本件業務を委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行い、委託者の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第3条（契約期間）

2004年〇〇月〇〇日より、2005年〇〇月〇〇日までとする。但し、受託者はこの期間中に各業務を実施し、必要なレポート及び資料等（以下「成果物」という。）を各業務実施後速やかに委託者に提出し、これをもって本契約が終了するものとする。

※始期は必ず記載しておきます。終期は決まっていれば記載しておきます。また、自動更新の有無についても記載しておくのが望ましいでしょう。

第4条（業務の対価）

定額 **金〇〇〇〇円**とする。但し、消費税は、別途委託者の負担とする。

第5条（対価の支払条件）

支払時期：**2回分割払**

2004年〇〇月〇〇日までに、金〇〇〇〇円

2004年〇〇月〇〇日までに、金〇〇〇〇円

支払方法：**〇〇銀行〇〇支店**

口座名：**Y**

普通預金口座番号**〇〇〇〇〇宛** 現金にて振込み支払う。

第6条（実費の負担）

甲が本件コンサルタント業務遂行のために、交通費、宿泊費などの費用を必要とする場合は、その都度、委託者受託者間の協議により、負担者および支払方法を書面によって決定するものとする。

※実費負担の区分も明確にしておきます。

第7条（業務の実施）

受託者は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了できないことが判明した場合、直ちに委託者にその事由を付して通知し、委託者の指示に従わなければならない。また、受託者は、正当な事由なく委託者の承認を受けずに本契約上の業務を中止することはできない。

第8条（不可抗力免責）

天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故その他受託者の責に帰し得ない事由による受託業務の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、受託者はその責に任じない。

第8条（秘密保持）

1. 委託者及び受託者は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を保持しなければならない。
2. 受託者が本業務を第三者に委託し実施させる場合には、この秘密保持義務をこの第三者にも遵守させるものとする。
3. 次の各号の一に該当するものは、秘密保持義務の対象から除外されるものとする。
 - (1) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知であったもの、又はその後自らの責めによらず公知になったもの。
 - (2) 相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有しており、かつ、それを保有していたことを立証できるもの。
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
 - (4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

※業務の性質上、委託者の経営や財務等の企業秘密の部分に深く関与するケースが多いため、秘密保持の条項は必ず記載しておくようにします。

第9条（知的財産権の帰属）

1. 委託者および受託者は、報告書に係わる著作権の帰属に関しては以下の定めによるものとする。
2. 本業務で委託者向専用に新規に作成された報告書の著作権は受託者に帰属するものとするが、委託者及び委託者の関係会社はこれを無償で、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用（加工を含む。）することができるものとして、受託者はこれを異議なく許諾する。

3. 前項の定めにかかわらず、委託者または受託者が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該委託者または受託者に帰属するものとする。なお従前から受託者に帰属する著作物については、受託者は委託者に対し著作権法に基づく利用を無償で、かつ無期限で許諾するものとする。ただし、委託者は受託者の承諾なくしてかかる著作物を利用する権利を第三者に譲渡することはできない。

※著作物が生じる際には、著作権の帰属先、利用方法についても明確にしておきます。

第10条（第三者の権利侵害）

受託者は、委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する特許権等の産業財産権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、直ちにその旨を委託者に通知し、自己の責任と費用負担で当該問題を解決するものとし、それにより生じた委託者の損害を賠償するものとする。但し、当該問題が委託者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

受託者は、成果物及び本契約に基づいて委託者に開示する情報について、これが第三者が保有し、かつ開示・使用を禁じられている営業秘密に該当しないものであることを保証する。

第11条（契約解除）

委託者又は受託者において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき
- (5) その他各号に類する不信用な事実があるとき

※契約期間内であっても解除ができる例外規定を定めておきます。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第13条（紛争解決）

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。

万が一協議の整わざる場合は、〇〇地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者

受託者